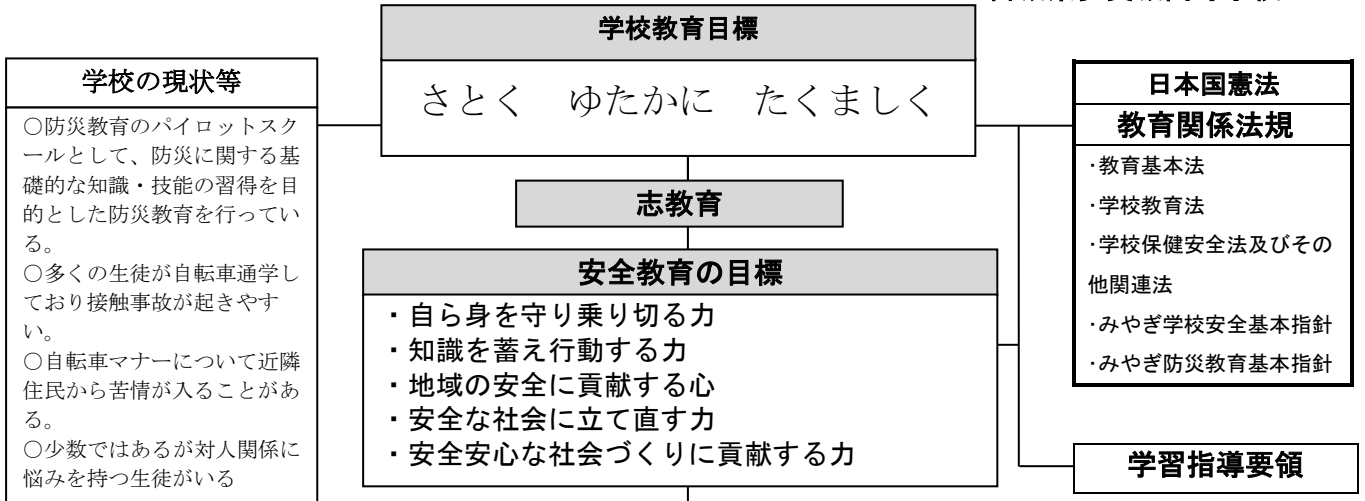


令和8年度学校安全全体計画

宮城県多賀城高等学校



安全教育及び安全指導の方針		
災害安全	交通安全	生活安全
○火災・地震・津波発生時等における危険について理解し、命を守るために安全に避難する方法を身につける。 ○災害発生時における避難所の役割を理解し、ボランティア活動等に参加する。 ○地域と連携した防災訓練を実施する。	○交通安全に対する知識・理解を含め、自転車の安全な乗り方を学び、安全マナーについての意識を高める。 ○交通安全マナーアップ運動を実施する。 ○街頭立ち番を学校周辺危険箇所において定期的実施する。	○学校・家庭・地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、犯罪に巻き込まれない行動が取れるようにする。 ○不審者に対する適切な対処法を学び、身を守る行動が取れるようにする。 ○スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用。 ○盗難防止対策の徹底。

家庭・地域・関係機関との連携 ・塩釜警察署、多賀城消防署、PTA、いじめ問題対策委員会、学校保健委員会、防犯まちづくり推進協議会、学警連絡協議会、多賀城市（包括連携協定）	教職員の校内研修等 ・学校安全計画、防災計画、危機管理マニュアル いじめ問題研修、地域防災訓練、街頭立ち番
---	--

各教科・行事
○学校設定科目「くらしと安全A」「情報と災害」において、防災や災害に関する基礎的な知識・技能を学習し、生活に密着した科学リテラシーを身に付けさせる。 ○保健体育科、家庭科等の学習活動による事故防止の指導。 ○防災避難訓練等における避難行動及び避難経路等の確認。 ○特別活動を通じて心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。

1 学年	2 学年	3 学年
○通学路の危険箇所を知る。 ○災害の知識を深める。 ○部活動や休憩時の安全な行動を学ぶ。	○通学路の危険箇所を知る。 ○校外活動での安全な行動を知る。 ○長期休業中の安全な生活を学ぶ。	○安全に関する知識を活用し、学校生活や日常生活の中で判断し行動する。

安全管理（対人対物）	
対人管理	対物管理
○学校周辺の危険箇所を周知する。 ○登下校の自転車や歩行に関する指導を行う。 ○生徒の心身に関する健康状態の観察を組織的に行う。	○校舎内外の安全点検（教職員 防災委員） ○消防設備点検（外部業者） ○理科室薬品点検（年2回） ○戸締まり確認